

前橋市監査委員公表第21号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年1月15日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

環境部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年12月3日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：清掃施設課】</p> <p>1 建設工事保険等の付加について(指摘事項) 亀泉清掃工場焼却炉設備等整備工事、大胡クリーンセンター2号焼却炉連結ダクト耐火物ほか補修工事(緊急)において、現場説明書並びに建設工事請負契約約款第51条第1項及び第2項で建設工事保険に付すことを求め、また、建設工事保険契約を締結したときは、その保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者へ提示しなければならないと定めているにもかかわらず、建設工事保険に付していなかった。</p> <p>受注者は、請負契約に基づく工事の施工で生じた損害を填補するために火災保険、建設工事保険その他の保険に付すこととしており、また、付した保険証券の写しを提示義務の対象としているため、現場説明書及び契約約款にのっとり契約を履行するとともに、組織としてのチェック機能を強化されたい。</p>	<p>建設工事保険等の付加については、工事の施工で生じた損害が填補されるものであるかなどその内容を把握することは重要であることから、契約監理課で作成した施工計画書チェックリスト、工事関係提出書類チェックリストにのっとり、工事の着手前に、受注者において建設工事保険等の契約が締結されていること、また、契約した保険証券などの写しが直ちに提示されていることについて、監督員、担当係長による確認チェックを徹底することとした。</p>

農政部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年11月29日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：農村整備課】</p> <p>1 車輛通行止標示板及び迂回路標示板の設置について（指摘事項）</p> <p>小規模農村整備事業 上佐鳥第二地区集落道路整備工事ほか2工事において、工事現場を通行規制し、車輛の通行を止めて施工しているにもかかわらず、群馬県県土整備部の定める建設工事の安全管理に関する共通仕様書第3条第1項第5号及び路上工事等の安全施設設置要領第12条第2項で設置を要する車輛通行止標示板並びに迂回路標示板が設置されていなかった。</p> <p>一般の交通を迂回させる場合に工事の受注者は、車輛通行止標示板、迂回路標示板などを設置し、通行車輛等が容易に迂回し円滑な通行ができるように配慮しなければならないため、建設工事の安全管理に関する共通仕様書及び路上工事等の安全施設設置要領に定められた標示板の設置を行うように改善された。</p>	<p>車輛通行止標示板及び迂回路標示板の設置については、建設工事の安全管理に関する共通仕様書及び路上工事等の安全施設設置要領にのっとり、工事の着手前に、監督員、担当係長による仕様書及び要領で定められた標示板が設置されていることの現地での確認を徹底するとともに、受注者から標示板を設置したことを証する状況写真の提出がされていることの確認を励行することとした。</p>